### 議 案 第 88 号

### 平成30年度北海道一般会計補正予算(第8号)

平成30年度北海道一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,590,533千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ2,936,307,342千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

款	項	補正前の額 補 正 額	計
1 道 税		598, 558, 514	595, 327, 514
	1 道 民 税	170, 876, 545 $\triangle$ 5, 362, 000	165, 514, 545
	2 事 業 税	122, 083, 491	120, 169, 491
	3 地 方 消 費 税	134, 000, 935 3, 214, 000	137, 214, 935
	5 道 た ば こ 税	7, 301, 131 $\triangle$ 222, 000	7, 079, 131
	6 ゴルフ場利用税	1, 610, 395 $\triangle$ 112, 000	1, 498, 395
	8 軽油引取税	57, 170, 196 1, 165, 000	58, 335, 196
2 地方消費税清算金		211, 898, 615	210, 315, 538
	1 地方消費税清算金	211, 898, 615	210, 315, 538
3 地 方 譲 与 税		97, 019, 000 1, 826, 000	98, 845, 000
	1 地方法人特別譲与税	83, 760, 000 1, 692, 000	85, 452, 000
	2 地方揮発油譲与税	12, 380, 000 150, 000	12, 530, 000

款			爭	Ę			補正前の額	補	正額	##
	3	石剂	曲ガ	スト	譲与	乒税	690, 000	Δ	20, 000	670, 000
	4	航空	呈機力	燃料	譲り	与税	189, 000		4, 000	193, 000
4 地方特例交付金							1, 603, 000	Δ	63, 037	1, 539, 963
	1	地フ	方 特	例	交人	十 金	1, 603, 000	Δ	63, 037	1, 539, 963
5 地 方 交 付 税							606, 249, 937		6, 911, 338	613, 161, 275
	1	地	方	交	付	稅	606, 249, 937		6, 911, 338	613, 161, 275
6 交通安全対策 特別交付金							1, 233, 000		3, 000	1, 236, 000
	1	交特	通 罗 別	安 交 交		策金	1, 233, 000		3, 000	1, 236, 000
7 分担金及び負担金							19, 004, 976		116, 276	19, 121, 252
	1	分		担		金	5, 913, 280	Δ	237, 068	5, 676, 212
	2	負		担		金	13, 091, 696		353, 344	13, 445, 040
8 使用料及び手数料							24, 449, 827	Δ	177, 154	24, 272, 673
	1	使		用		料	14, 496, 377	Δ	206, 402	14, 289, 975
	3	証	紙	, J	収	入	9, 527, 466		29, 248	9, 556, 714

		款			項		補正前の額	補 正 額	ät
9	国 庫	支出	金				457, 893, 815	△ 28, 576, 355	429, 317, 460
				1	国 庫 負 担	金	103, 933, 064	△ 3, 531, 125	100, 401, 939
				2	国 庫 補 助	金	349, 238, 190	△ 24, 158, 311	325, 079, 879
				3	委託	金	4, 722, 561	△ 886, 919	3, 835, 642
10	財	産 収	入				8, 684, 800	△ 1, 696, 202	6, 988, 598
				1	財産運用収	入	3, 807, 607	9, 785	3, 817, 392
				2	財産売払収	入	4, 877, 193	△ 1, 705, 987	3, 171, 206
11	寄	附	金				186, 906	52, 967	239, 873
				1	寄 附	金	186, 906	52, 967	239, 873
12	繰	入	金				29, 694, 164	4, 111, 907	33, 806, 071
				1	特別会計繰入	金	3, 606, 893	△ 84, 965	3, 521, 928
				2	基金繰入	金	26, 087, 271	4, 196, 872	30, 284, 143
13	諸	収	入				186, 864, 079	△ 21, 460, 550	165, 403, 529
				1	延滞金、加算 及 び 過 料	金 等	1, 016, 013	△ 46, 876	969, 137

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 預 金 利 子	26, 291	△ 14, 161	12, 130
	3 貸 付 金 収 入	169, 031, 267	△ 20, 324, 993	148, 706, 274
	4 受託事業収入	1, 494, 258	△ 315, 226	1, 179, 032
	5 収益事業収入	8, 008, 319	△ 1, 064, 294	6, 944, 025
	6 雑 入	7, 287, 931	305, 000	7, 592, 931
14 道 債		733, 875, 000	△ 3, 117, 457	730, 757, 543
	1 道 債	733, 875, 000	△ 3, 117, 457	730, 757, 543
15 繰 越 金		5, 682, 242	292, 811	5, 975, 053
	1 繰 越 金	5, 682, 242	292, 811	5, 975, 053
歳  入	合 計	2, 982, 897, 875	△ 46, 590, 533	2, 936, 307, 342

							歳		出			(単位 千円)
款						項			補正前の額	有	甫 正 額	計
1	議	会	費						3, 420, 725	$\triangle$	177, 898	3, 242, 827
				1	議	会		費	3, 420, 725	$\triangle$	177, 898	3, 242, 827
2	総	務	費						277, 057, 265		11, 303, 889	288, 361, 154
				1	総る	务 管	理	費	80, 002, 631		15, 997, 422	96, 000, 053
				2	徴	税		費	143, 140, 205	Δ	674, 087	142, 466, 118
				3	学	事 宗	務	費	44, 842, 900	Δ	3, 772, 991	41, 069, 909
				4	防	災		費	4, 023, 728	Δ	58, 061	3, 965, 667
				5	原子	力安全	全対策	<b>策費</b>	1, 576, 412	Δ	119, 300	1, 457, 112
				6	危人	幾管	理	費	7, 192	Δ	2, 645	4, 547
				7	領土	復帰	対策	章 費	558, 641	Δ	13, 219	545, 422
				8	会 言	十 管	理	費	714, 237	Δ	20, 400	693, 837
				9	選	挙		費	1, 274, 396	Δ	17, 549	1, 256, 847
				10	人事	委」	員 会	費	325, 369	Δ	12, 579	312, 790

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	11 監 査 委 員 費	591, 554	△ 2,702	588, 852
3 総合政策費		56, 317, 451	△ 4, 509, 055	51, 808, 396
	1 総合政策管理費	4, 025, 475	△ 86, 483	3, 938, 992
	2 空港運営戦略推進費	121, 207	△ 14, 913	106, 294
	3 政 策 費	16, 566, 556	△ 2, 044, 442	14, 522, 114
	5 情 報 統 計 費	4, 512, 920	△ 271, 546	4, 241, 374
	6 地域創生費	6, 831, 792	25, 881	6, 857, 673
	7 地域主権・行政費	3, 292, 494	△ 913, 189	2, 379, 305
	8 交通政策費	16, 054, 736	△ 1, 155, 787	14, 898, 949
	9 航 空 費	4, 534, 835	△ 48, 576	4, 486, 259
4 環境生活費		11, 958, 082	△ 325, 054	11, 633, 028
	1 環境生活管理費	2, 271, 667	15, 200	2, 286, 867
	2 アイヌ政策推進費	665, 752	△ 11, 415	654, 337
	3 環境政策費	2, 710, 979	△ 200, 159	2, 510, 820

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 循環型社会推進費	2, 255, 382	△ 35, 284	2, 220, 098
	5 生物多様性保全費	1, 025, 203	△ 11, 597	1, 013, 606
	6 低炭素社会推進費	1, 266	△ 210	1, 056
	7 エゾシカ対策推進費	229, 908	△ 5, 080	224, 828
	8 道 民 生 活 費	415, 886	△ 4, 153	411, 733
	9 消費者安全費	403, 444	△ 56, 308	347, 136
	10 文 化 振 興 費	838, 925	△ 6, 475	832, 450
	11 スポーツ振興費	1, 139, 670	△ 9, 573	1, 130, 097
5 保 健 福 祉 費		406, 082, 396	△ 18, 083, 950	387, 998, 446
	1 保健福祉管理費	24, 111, 092	△ 163, 653	23, 947, 439
	2 地 域 医 療 費	12, 297, 635	△ 1, 862, 866	10, 434, 769
	3 医 務 薬 務 費	2, 855, 862	△ 433, 157	2, 422, 705
	4 地 域 保 健 費	10, 829, 086	△ 862, 550	9, 966, 536
	5 国 保 医 療 費	106, 400, 346	△ 1, 781, 516	104, 618, 830

款	項	補正前の額	補 正 額	##
	6 食品衛生費	760, 357	△ 57, 632	702, 725
	7 地 域 福 祉 費	34, 963, 424	△ 2, 088, 480	32, 874, 944
	8 施設運営指導費	5, 220, 666	△ 1, 756, 098	3, 464, 568
	9 障がい者保健福祉費	64, 868, 150	△ 1, 386, 561	63, 481, 589
	10 高齢者保健福祉費	75, 476, 368	△ 3, 743, 902	71, 732, 466
	11 子ども子育て支援費	60, 377, 809	△ 2, 717, 370	57, 660, 439
	12 災 害 救 助 費	7, 921, 601	△ 1, 230, 165	6, 691, 436
6 経 済 費		134, 455, 752	△ 18, 716, 576	115, 739, 176
	1 経済管理費	4, 166, 527	△ 24, 357	4, 142, 170
	2 経済企画費	18, 638	△ 5, 908	12, 730
	3 食関連産業費	196, 688	△ 13	196, 675
	5 中 小 企 業 費	102, 358, 795	△ 17, 663, 559	84, 695, 236
	6 国際経済費	116, 147	△ 214	115, 933
	7 産業振興費	16, 619, 220	△ 113, 586	16, 505, 634

款	項	補正前の額	補正額	##
	8 環境・エネルギー費	4, 702, 097	△ 375, 247	4, 326, 850
	9 科学技術振興費	361, 922	△ 29, 018	332, 904
	10 雇 用 労 政 費	1, 033, 942	△ 260	1, 033, 682
	11 人 材 育 成 費	2, 894, 478	△ 474, 358	2, 420, 120
	12 労働委員会費	465, 184	△ 30, 056	435, 128
7 農 政 費		215, 537, 636	△ 13, 770, 490	201, 767, 146
	1 農政管理費	12, 796, 840	△ 2, 372, 388	10, 424, 452
	2 食 品 政 策 費	1, 684, 766	△ 362, 559	1, 322, 207
	3 農 産 振 興 費	11, 262, 471	△ 87, 688	11, 174, 783
	4 畜 産 振 興 費	25, 937, 338	△ 4, 197, 789	21, 739, 549
	5 技 術 普 及 費	2, 504, 176	△ 445, 113	2, 059, 063
	6 農業経営費	19, 420, 307	△ 3, 534, 035	15, 886, 272
	7 農 地 調 整 費	2, 401, 957	△ 755, 367	1, 646, 590
	8 農 村 設 計 費	17, 820, 265	△ 204, 310	17, 615, 955

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	9 農業農村整備事業費	103, 582, 087	△ 1, 813, 675	101, 768, 412
	10 農業施設管理費	18, 071, 215	9, 674	18, 080, 889
	11 農 村 計 画 費	56, 214	△ 7, 240	48, 974
8 水 産 林 務 費		79, 845, 546	△ 1, 326, 892	78, 518, 654
	1 水産林務管理費	7, 833, 370	△ 545, 605	7, 287, 765
	2 水 産 経 営 費	4, 676, 560	△ 155, 621	4, 520, 939
	3 水産振興費	153, 320	△ 9, 131	144, 189
	4 漁港漁村費	29, 660, 023	△ 44, 976	29, 615, 047
	5 漁業管理費	1, 485, 150	△ 69, 992	1, 415, 158
	6 林 業 木 材 費	5, 930, 886	△ 338, 086	5, 592, 800
	7 森林計画費	341, 490	△ 125, 085	216, 405
	8 森 林 整 備 費	12, 539, 472	△ 28, 773	12, 510, 699
	9 治 山 費	13, 024, 304	△ 2, 250	13, 022, 054
	10 森 林 活 用 費	278, 684	△ 2, 973	275, 711

	款		項	補正前の額	補	正額	計
		11	1 道 有 林 費	3, 922, 287	Δ	4, 400	3, 917, 887
9 建	設	•		271, 960, 401	Δ	1, 027, 400	270, 933, 001
		1	建設管理費	49, 668, 688	Δ	309, 918	49, 358, 770
		3	道路橋りょう費	106, 847, 180	Δ	634, 872	106, 212, 308
		4	河 川 費	55, 409, 833	Δ	546, 193	54, 863, 640
		5	砂防海岸費	32, 389, 889		2, 838, 883	35, 228, 772
		6	まちづくり推進費	62, 873	$\triangle$	1, 062	61, 811
		7	都市環境費	9, 277, 961	$\triangle$	1, 163, 116	8, 114, 845
		9	建築指導費	1, 399, 225	$\triangle$	473, 225	926, 000
		10	)住 宅 費	32, 973	$\triangle$	10, 350	22, 623
		11	1 営 繕 費	4, 143, 774	$\triangle$	727, 547	3, 416, 227
10 警	察	,		130, 086, 760	Δ	621, 667	129, 465, 093
		1	警察管理費	122, 091, 531	Δ	545, 068	121, 546, 463
		3	交通安全施設費	4, 538, 010	Δ	76, 599	4, 461, 411

		耖	ζ					項	į			補正前の額	Į į	補	正	額	計
11	教		育		費							405, 042, 5	581 4	Δ	1, 89	8, 874	403, 143, 707
						1	教	育	総	務	費	31, 502, (	091 4	Δ	1, 16	2, 599	30, 339, 492
						2	小	学		校	費	135, 452, (	073 4	Δ	19	3, 532	135, 258, 541
						3	中	学		校	費	85, 003, 8	889 4	Δ	5	8, 576	84, 945, 313
						4	卣	等	学	校	費	96, 671, 6	626	Δ	9	5, 379	96, 576, 247
						5	特別	削支	援	学核	で 費	52, 253, 7	707	Δ	25	1, 558	52, 002, 149
						6	学	校	教	育	費	1, 544, 1	186	$\triangle$	10	8, 366	1, 435, 820
						7	社	会	教	育	費	1, 758, 5	501 4	Δ	1	1, 293	1, 747, 208
						8	保	健	体	育	費	856, 5	508	$\triangle$	1	7, 571	838, 937
12	災	害	復	旧	費							73, 261, 4	423	Δ	4, 04	8, 695	69, 212, 728
						2	水災	産 杉 害	木	ド 旧	設費	20, 408, (	075	$\triangle$	3	3, 372	20, 374, 703
						3	土木	施設	炎災急	害復	日費	46, 924, 3	307	Δ	4, 01	5, 323	42, 908, 984
13	公		債		費							748, 442, 2	233		3, 38	6, 095	751, 828, 328
						1	公		債		費	748, 442, 2	233		3, 38	6, 095	751, 828, 328

		款					項		補正前の額	補正額	<del>ii</del> †
14	諸	支	出	金					169, 229, 624	3, 226, 034	172, 455, 658
					1	繰	出	金	37, 226, 832	△ 2, 237, 486	34, 989, 346
					2	諸		費	132, 002, 792	5, 463, 520	137, 466, 312
	歳		出			合	計		2, 982, 897, 875	△ 46, 590, 533	2, 936, 307, 342

第	2	表				緽	Ē	越	明	許	費	補	Œ			(単位 千円)
	=	·			т	頁			補	正	前			補	正	後
	4	火				共		事	業	名	金	額	事	業	名	金 額
2	総	務	費	4	防	災	費			_		_	総合整	防 災 備	体制費	2, 595, 100
3	総合	合政党	<b>兼費</b>	3	政	策	費			_		_			音特別 事業 費	76, 360
				5	情幸	最統言	計費			_		_			差対策助 金	75, 246
				8	交通	通政策	<b></b>			_		_	1		線鉄道 負担金	9, 112, 267
				9	航	空	費			_		_			善国際 推進費	64, 600
4	環境	竟生活	舌費	2	ァ ⁄ 推	イヌ <b>』</b> 進	<b></b>			_		_	アイ推	ヌ生活 進	舌向上 費	6, 519
5	保優	建福祉	让費	8	施指	設 選 導	章 営 費	社 会 整 備		: 施 設 業 費	1, 27	15, 810	社会整備		施設業費	1, 373, 474
				11	子子支	ど育援	もて費			_		_	子育で	て支援	対策費	80, 022
6	経	済	費	5	中小	小企訓	業費			_		_		企 業 策	支 援 費	12, 500
				8		竟・3 ギー				_		_	省エー新エネ	ネルギ		487, 500
7	農	政	費	1	農政	文管 <sup>I</sup>	里費	公共	事業	事務費	1, 50	04, 886	公共	事業事	事務費	1, 754, 886
										_		_	耕地災事	送害復  務	旧事業費	33, 045
				2	食品	品政策	<b>走費</b>			_		_	1	ワー	業 化 ク活動 費	16, 226

±1.	755	補 正	前	補正	
款	項	事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	3 農産振興費	農業生産総合対策事業費	1, 966, 015	農業生産総合対策 事業費	4, 942, 699
	4 畜産振興費	畜産振興総合対策 事 業 費	9, 084, 402	畜産振興総合対策 事 業 費	15, 320, 655
	5 技術普及費	_	_	農村環境保全対策 推 進 事 業 費	98, 479
	6 農業経営費	強い農業づくり 事業費	3, 130, 000	強い農業づくり事業費	12, 318, 266
		_	_	農業協同組合 経営基盤強化促進 対策事業費	28, 526
	9 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	43, 634, 051	道営土地改良事 業 費	47, 709, 013
		_	_	団体営土地改良事 業 費	1, 220, 904
		道営農用地造成事業費	2, 012, 000	道営農用地造成事業費	2, 396, 300
		団体営農用地造成事業費	344, 000	団体営農用地造成事業費	404, 241
		道営農地防災事業費	759, 700	道営農地防災事業費	1, 637, 167
		_	_	単独農地防災管 理 費	2, 000
		道営農道整備事業費	682, 728	道営農道整備事業費	1, 067, 861
		_	_	道営農村総合整備事業費	561, 120
		_	_	団体営農村総合整備事業費	27, 275

款			 項		補	正	育	ίj		補	正		
□ □ □ □			· 快 	事	業	名	金	額	事	業	名	金	額
8 水産林	<b>务費</b>	1	水産林務管理費	公共	事業事	事務費		335, 766	公共	事業	事務費	3	61, 787
						_		_	補助	事業哥	事務費		82, 367
		2	水産経営費	1		具構造 業 費		553, 229			具構造 業 費	2, 1	72, 184
		4	漁港漁村費	1		合基盤 業 費	4,	928, 000			合基盤 業 費	7, 9	44, 550
				漁港事	海 岸 業	保全費		91, 000	漁港事	海 岸 業	保全費	5	90, 000
		6	林業木材費			_		_			才産業 事業費	1	96, 708
		8	森林整備費	1		保全業費	3,	452, 223			保全業費	3, 5	20, 793
						_		_	造林	推進區	事業費		28, 297
		9	治山費	治山	事	業 費	2,	412, 365	治止	事	業 費	2, 6	29, 365
		10	森林活用費			_		_	道立。	の森領	<b></b>		12, 000
9 建 設	費	1	建設管理費	公共	事業哥	事務費		418, 040	公共	事業員	事務費	7	53, 867
						_		_	補助	事業員	事務費	1	05, 091
				単独	事業事	事務費		44, 008	単独	事業	事務費	1	90, 008
		3	道 路 橋りょう費	道路:	公共事	<b>事業費</b>	2,	402, 313	道路:	公共	事業費	4, 2	38, 907

款	項	補 正	前	補 正	後
<b></b>	为	事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		道路特別対策事 業 費	2, 934, 024	道路特別対策事 業 費	3, 931, 687
		地域活力基盤整備 事業費	4, 283, 586	地域活力基盤整備事 業 費	5, 719, 409
	4 河 川 費	河川公共事業費	13, 983, 450	河川公共事業費	16, 808, 450
		_	_	河川受託工事費	5, 440
		ダム公共事業費	195, 000	ダム公共事業費	535, 000
		ダム負担工事費	357	ダム負担工事費	3, 077
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	2, 777, 000	砂防公共事業費	3, 729, 000
		災害関連事業費	11, 078, 866	災害関連事業費	11, 765, 458
		海岸公共事業費	822, 010	海岸公共事業費	1, 803, 010
	7 都市環境費	街路公共事業費	1, 306, 090	街路公共事業費	3, 409, 090
		_	_	街路特別対策事 業 費	128, 400
		_	_	地域活力基盤整備 事業費	192, 600
	8 公 園 下水道費	_	_	公園公共事業費	90, 000
	9 建築指導費	_	_	住宅·建築物耐震 改修等事業費	395, 186

款	115	補 正	前	補 正	後
<b></b>	項	事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	11 営 繕 費	_	_	庁 舎 等 営 繕 費	223, 677
11 教 育 費	4 高等学校費	_	_	高等学校校舎等 管 理 費	104, 103
12 災害復旧費	農地開発 1 施設災害 復 旧 費	耕地災害復旧事 業 費	1, 111, 681	耕地災害復旧事 業 費	3, 326, 976
	水産林業 2 施設災害 復 旧 費	_	_	漁港災害復旧事 業 費	424, 611
		_	_	林道災害復旧事 業 費	1, 270, 274
		緊急治山事業費	3, 819, 600	緊急治山事業費	12, 399, 600
		_	_	治山施設災害復旧事業費	2, 028, 413
	3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業費	34, 377, 369	土木災害復旧事 業 費	35, 077, 369

第 3 表

# 债務負担行為補正

				(単位 千円)
事項	補 I	E 前	補工	E 後
争	期間	限 度 額	期間	限 度 額
昭和48年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成26年度から 平成30年度まで	北公取事経 367,985年間 147年間 1	平成31年度から 平成35年度まで	北公取事経 368,185年本の係の内計道が費費に8,185年本の係の内計量が費費に8,185年本の係の内計量が予算に第一個に2000年のでは、第一個のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円ので
昭和53年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成26年度から 平成30年度まで	北公取管調務費 借利	平成31年度から 平成35年度まで	北公取管調務費 借利
昭和54年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成26年度から 平成30年度まで	北公費、 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	平成31年度から 平成35年度まで	北海社学 北海社学 大型で 大型で 大型で で で で で で で で の で の の の の の の の の の の の の の

事項	補 Ī	E 前	· 補 · I	E 後
事項	期間	限 度 額	期間	限 度 額
		率の半年複利 以内の額 の合計額		率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和58年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成26年度から 平成30年度まで	北公費資で 円 係て負る取度複開管及つ 円 係て負る取度複開管及つ 円 係で負る取度複開管及つ 円 係で負る取度複開を表の係の内計 の	平成31年度から 平成35年度まで	北公費資で 借利 を対して は の の の の の の の の の の の の の の の の の の
昭和63年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成26年度から 平成30年度まで	北公費資で 借利 単常 で 日 保工 自 の	平成31年度から 平成35年度まで	北公費資で 借利 単常 で 日本 はいから で 日本 で 日
平成5年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成26年度から 平成30年度まで	北公費資で 14,621年海北、全 地う費に 千 にい務よ行限年額 開管及つ 円 係て負る取度複 開管及つ 円 係て負る取度複 開きない 以 る 担用得利利	平成31年度から 平成35年度まで	北公費資で 14,629 年利 地に率以合業を 14,629 金の債に先る半の額 開管及の 円 係て負る取度複開で及って 14,629 金の債に先る半の額 の人子 15 年額 25 年 26 年 27

事項	補	E 前	補 直	E 後
争	期間	限 度 額	期間	限 度 額
平成10年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成26年度から 平成30年度まで	北海社 では できます できます おります できます できます できます おります できます できます おります かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	平成31年度から 平成35年度まで	北公費資で 14,079 国行地に率以合計を登り、 14,079 国行地に率以合計を発す。 14,074 国行地に率以合計を発す。 14,074 国行地に率以合計を表す。 14,074 国行地に率以合計を表す。 14,074 国行地に率以合計を表す。 14,074 国行地に率以合計を表す。 14,074 国行地に率以合計を表す。 14,074 国行地に率以合計を表す。 14,074 国行地に対し、
平成30年度北海道土地開発公社に 金融機関等が行う道単独事業用地 に係る融資に対する債務保証に関 する債務負担行為	_	_	平成30年度から 平成31年度まで	元金について 19,085,000千 円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額
平成30年度北海道土地開発公社に 金融機関等が行う公社自主事業用 地に係る融資に対する債務保証に 関する債務負担行為	_		平成30年度から 平成31年度まで	元金について 10,547,000千 円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額
望月寒川改修工事に関する債務負 担行為	平成26年度から 平成31年度まで	9, 690, 000	平成26年度から 平成32年度まで	9, 690, 000

第 4 表		地	ナ.	f 債	補	正		(単位 千円)
		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
札幌医科大学 整 備 費	1, 732, 000	財務省をの他へのではある。一個ではあるではいるである。とのでは、はののでは、はののでは、はののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	10% 以内		1, 658, 000	財務省をの借れるではあるではいるではいるではいるである。のはいるではいるでは、一個では、大学ののは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学	10% 以内	
庁舎等整備費	2, 484, 000	同 上	10% 以内	同 上	2, 281, 000	同 上	10% 以内	同 上
私立学校等管理運営対策費	126, 000	同 上	10% 以内	同 上	49, 000	同 上	10% 以内	同 上
総 合 防 災 体制整備費	2, 688, 000	同 上	10% 以内	同 上	2, 655, 000	同 上	10% 以内	同 上
消防学校施設整 備費	25, 000	同 上	10% 以内	同 上	14, 000	同 上	10% 以内	同 上
北海道特定特別総合開発事業推進費	943, 000	同 上	(ただし、 利率見直 し方式で	賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す	263, 000	同 上	10%だ率方り資い率したい該後以だ見式入金てのを後で見の内、直でれに、見行によ直利	元利均等償還、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に
総合行政情報 ネットワーク 施設整備費	930, 000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	905, 000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。

		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
北海道新幹線 鉄 道 整 備 事 業 費	10, 563, 000	財務省をの他かり、大学のはいるではいる。というではいるではいるではいるでは、大学ののでは、大学ののは、大学ののでは、大学のでは、は、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	9, 837, 000	財務省その他かれるではあるではいるではいるである。とのはいるでのではからではがいるでは、はないのはないでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
直轄空港整備費	715, 000	同 上	10% 以内	同 上	553, 000	同 上	10% 以内	同 上
空港整備費	391, 000	同 上	10% 以内	同 上	362, 000	同 上	10% 以内	同 上
自然環境対策費	395, 000	同 上	10% 以内	同 上	390, 000	同 上	10% 以内	同 上
スポーツ振 興 費	7, 000	同 上	10% 以内	同 上	6, 000	同 上	10% 以内	同 上
すべての人に やさしいまち づくり推進 事業費	39, 000	同 上	10% 以内	同 上	35, 000	同 上	10% 以内	同 上
社 会 福 祉 施設整備費	2, 790, 000	同 上	10% 以内	同 上	1, 220, 000	同 上	10% 以内	同 上
障がい者施設 整 備 費	16, 000	同 上	10% 以内	同 上	11, 000	同 上	10% 以内	同 上
児 童 福 祉 施設整備費	176, 000	同 上	10% 以内	同 上	154, 000	同 上	10% 以内	同 上
災害資金貸付事業費	160, 000	国庫その他 からの借入 れ又は知事 の定める債 券の発行に よる。	10% 以内	据置期間を含め12年 以内において、国の 定める分割払の方法 又は知事の定める方 法による。ただし、 必要に応じて繰上償 還することができる。	5, 000	国庫その他 からの借入 れ又は知事 の定める債 券の発行に よる。	10% 以内	据置期間を含め12年 以内において、国の 定める分割払の方法 又は知事の定める方 法による。ただし、 必要に応じて繰上償 還することができる。
中 小 企 業 近代化資金 貸付事業費	300, 000	財務省その 他からの借 入れ又は知	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は	175, 000	財務省その他からの借入れ又は知	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は

力集の日始		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
		事の定める 債券の発行 による(他 の地方公共 団体との共 同発行を含 む。)。		知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。		事の定める 債券の発行 による(他 の地方公共 団体との共 同発行を含 む。)。		知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
農政総務費	169, 000	財務から、大学のは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のいいがは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	189, 000	財務らいない。 財務のはいるでは、ののはいるでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
土地改良事業費	27, 623, 000	同 上	10% 以内	同 上	26, 981, 000	同 上	10% 以内	同 上
農用地造成事 業 費	1, 422, 000	同 上	10% 以内	同 上	1, 445, 000	同 上	10% 以内	同 上
農地防災事業費	1, 393, 000	同 上	10% 以内	同 上	1, 272, 000	同 上	10% 以内	同 上
農道等整備事 業 費	1, 292, 000	同 上	10% 以内	同 上	1, 326, 000	同 上	10% 以内	同 上
農道整備特別対策事業費	410, 000	同 上	10% 以内	同 上	381, 000	同 上	10% 以内	同 上
農村総合整備事業費	482, 000	同 上	10% 以内	同 上	484, 000	同 上	10% 以内	同 上
直轄土地改良事業費	12, 108, 000	同 上	10% 以内	同 上	12, 205, 000	同 上	10% 以内	同 上
水 産 基 盤 整 備 費	7, 928, 000	同 上	10% 以内	同 上	7, 888, 000	同 上	10% 以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	6, 341, 000	同 上	10% 以内	同 上	6, 296, 000	同 上	10% 以内	同 上

		補	正	前		補	ΙΈ	後
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港海岸保全費	509, 000	財務省のはかるではから、大学のはかりである。というではからいる。とのではからのではからのではからのではからのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいでは、からいいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいで	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	499, 000	財務省をの借知る行のはいるではいるではいるではいるでのはいるでのでのでのでのではがあるではがいるではがいるでは、このでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
林道事業費	678, 000	同 上	10% 以内	同 上	675, 000	同 上	10% 以内	同 上
治山事業費	5, 556, 000	同 上	10%以内	同 上	5, 546, 000	同 上	10% 以内	同 上
臨時治山施設 整備特別対策 事 業 費	3, 395, 000	同 上	10% 以内	同 上	3, 393, 000	同 上	10% 以内	同 上
森林整備費	4, 638, 000	同 上	(ただし、 利率見直 し方式で	に応じて繰上償還す	4, 628, 700	同上	(ただし、 利率見直 し方式で	据置期間を含め50年 以内において、年賦 元利均等償還、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
林業大学校整 備費	35, 000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	27, 000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
直轄道路事業費	22, 600, 000	同 上	10%以内	同 上	22, 077, 000	同 上	10% 以内	国 上
臨時道路整備 特 別 対 策 事 業 費	35, 732, 000	同 上	10% 以内	<del> </del>	33, 913, 000	同 上	10% 以内	同 上

- H		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
直轄河川事業費	10, 686, 000	財務省をの借知る行のの借知る行のの場合のはめる行いのでのでのでのでののでのでのでのでのでのでのでのでのででいた。)。	10% 以内		10, 999, 000	財務省をの借知る行のはいるではいるではいるではいるでのはいるでのでのでのでのではがあるではがいるではがいるでは、このでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
河川改良費	14, 516, 000	同 上	10% 以内	同 上	13, 618, 000	同 上	10% 以内	匣 上
臨時河川整備 特別対策 事業費	7, 316, 000	同 上	10% 以内	同 上	7, 287, 000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	1, 632, 000	同 上	10% 以内	同 上	1, 619, 000	同 上	10% 以内	同 上
直轄砂防事業費	1, 425, 000	同 上	10% 以内	同 上	4, 188, 000	同 上	10% 以内	同 上
砂防費	6, 138, 000	同 上	10% 以内	同 上	6, 124, 000	同 上	10% 以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事 業 費	1, 300, 000	同 上	10% 以内	m   P	1, 261, 000	同 上	10% 以内	同 上
直轄海岸事業費	267, 000	同 上	10% 以内		266, 000	同 上	10% 以内	同 上
街路事業費	2, 923, 000	同 上	10% 以内	同 上	2, 833, 000	同 上	10% 以内	同 上
臨時街路整備 特 別 対 策 事 業 費	1, 619, 000	同 上	10% 以内	同 上	1, 218, 000	同 上	10% 以内	同 上
庁舎等営繕費	3, 346, 000	同 上	10% 以内	同 上	2, 599, 000	同 上	10% 以内	同 上
交通安全施設 整 備 費	1, 451, 000	同 上	10% 以内	同 上	1, 369, 000	同 上	10% 以内	同 上

t # 0 D #		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
高等学校施設整備費	3, 850, 000	財務省のはかる行のはから、大学のはからのではからのではからのではからのではからのではからではからではからいるが、大学のでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、からいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいではいいで	10% 以内		3, 595, 000	財務省をの他かり、大学のはいるではいる。というではいるではいる。というでは、大学ののでは、大学ののは、大学ののでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
特別支援学校 施 設 整 備 費	2, 670, 000	同 上	10% 以内	同 上	2, 431, 000	同 上	10% 以内	同 上
耕地災害復旧費	90, 000	同 上	10% 以内	同 上	98, 000	同 上	10% 以内	同 上
林 道 災 害復 旧 費	10, 000	同 上	10% 以内	同 上	9, 000	同 上	10% 以内	田 上
治山災害復旧費	5, 070, 000	同 上	10% 以内	同 上	5, 059, 000	同 上	10% 以内	同 上
土木災害復旧費	16, 014, 000	同 上	10% 以内	同 上	15, 039, 000	同 上	10% 以内	匣 上
臨 時 財 政 対 策 債	112, 000, 000	同 上	10%に利し借るつ利直っお当し率以だ見式入金てのを後で見の人。直でれに、見行によ直利	同 上	105, 891, 843	同 上	10%だ率方り資い率したい該後以だ見式入金てのを後で見の人。直でれに、見行によ直利	同 上
減収補塡債	_	_	_	-	10, 694, 000	同 上	10% 以内	同 上
合 計	733, 875, 000				730, 757, 543			

### 議 案 第 89 号

## 平成30年度北海道公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成30年度北海道公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,566,457千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ482,885,823千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

				(112
款	項	補正前の額	補正額	1
1 財産収入		236, 052	△ 1,606	234, 446
	1 財産運用収入	236, 052	△ 1,606	234, 446
2 繰 入 金		484, 216, 228	△ 1, 564, 851	482, 651, 377
	1 一般会計繰入金	389, 561, 494	△ 1, 564, 824	387, 996, 670
	2 基 金 繰 入 金	94, 654, 734	△ 27	94, 654, 707
歳  入	合 計	484, 452, 280	△ 1, 566, 457	482, 885, 823

						歳	出				(単位 千円)	
款 項							補正前の額	補	正	額	計	
1	公	債	費					484, 452, 280	Δ	1, 56	66, 457	482, 885, 823
				1	公	債	費	484, 452, 280	Δ	1, 56	66, 457	482, 885, 823
	歳		出		合	計		484, 452, 280	Δ	1, 56	66, 457	482, 885, 823

### 議 案 第 90 号

### 平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,204,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ505,458,746千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

	款			j	頁			補正前の額	補 正 額	計
2 🗷	国庫 支出	金						145, 749, 541	△ 1, 255, 454	144, 494, 087
			1 🛭	軍庫	負	担	金	100, 917, 862	△ 1, 272, 520	99, 645, 342
			2	国庫	補	助	金	44, 831, 679	17, 066	44, 848, 745
3 販	才 産 収	入						1, 474	6, 802	8, 276
			1 月	才 産	運月	月収	入	1, 474	6, 802	8, 276
4	桑 入	金						34, 830, 308	5, 453, 163	40, 283, 471
			1 -	一般会	全計	繰 入	、金	34, 127, 528	△ 2, 196, 732	31, 930, 796
			2 基	生 金	繰	入	金	702, 780	7, 649, 895	8, 352, 675
J	歳   入		Ê			計		501, 254, 235	4, 204, 511	505, 458, 746

	歳 出														<del>]</del> )
		款					項			補正前の額	神	甫 正	額	dž	
1	国民	健康仍	录険事業	業費						501, 225, 24	2	4, 2	11, 197	505, 430	6, 439
					1	国民	建康保	険事ӭ	業費	501, 225, 24	2	4, 2	11, 197	505, 430	6, 439
2	諸	支	出	金						28, 99	3 \		6, 686	23	2, 307
					1	繰	出		金	28, 99	3 \		6, 686	23	2, 307
	歳		出			合		計		501, 254, 23	5	4, 20	04, 511	505, 45	8, 746

### 議 案 第 91 号

平成30年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301,519千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ1,523,613千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

		款				ij	頁			補正前の額	補	正額	計
1	繰	入	金							312, 239	Δ	43, 869	268, 370
				1	<u></u>	投 会	計	繰入	金	312, 239	Δ	43, 869	268, 370
2	繰	越	金							345, 964		5, 456	351, 420
				1	繰		越		金	345, 964		5, 456	351, 420
3	諸	収	入							866, 929	Δ	163, 106	703, 823
				1	貸	付	金	収	入	781, 021	Δ	114, 972	666, 049
				2	雑				入	85, 908	Δ	48, 134	37, 774
4	道		債							300, 000	Δ	100, 000	200, 000
				1	道				債	300, 000	Δ	100, 000	200, 000
	歳		入		合			計		1, 825, 132	Δ	301, 519	1, 523, 613

								歳		出			(単位	千円)
		款				孚	Ę			補正前の額	補	正額		計
1	中小		弋化資金 業 費							614, 942	Δ	143, 869		471, 073
				1	中小貸		美近 事	弋化資 業	資金 費	614, 942	Δ	143, 869		471, 073
2	公	債	費							643, 056		109, 366		533, 690
				1	公		債		費	643, 056		109, 366		533, 690
3	諸	支	出金							567, 134		48, 284		518, 850
				1	繰		出		金	394, 109		48, 284		345, 825
	歳		出		合			計		1, 825, 132		301, 519		1, 523, 613

第 2 表				地		力	ĵ		1	害員			補		正			(単位	千円)	
お焦の日始				補	正		前								補	正		後		
起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方 法	2	限	度	額	起債の方法	利	率	償 還	の方	法
中 小 企 業 近代化資金貸付事業費		300,	000	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	0. 20 以	% 内		こお 金均 ただ 候	い )等( し、 !上(	て、半 賞還に 必要 賞還す	年よに		200,	000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0	). 20% 以内	据置期間以内に金地では、またい。これにおいて、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには	sいて、 事償還 し、必 上償還	半年 によ 要に

### 議 案 第 92 号

平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算(第2号)

平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,625千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

		款				項			補正前の	額	補	正着	額	計	
1	財	産	収	入					206,	, 179		1,	965	208, 14	14
					1	財産運	月	収入	2,	, 179		1,	965	4, 14	14
3	諸	坝	L	入					72,	, 810		208,	100	280, 91	10
					1	一般会	計借	入金	72,	, 810		208,	100	280, 91	10
	歳		入			合	計		283,	, 560		210,	065	493, 62	25

						葴	÷	出		(単位 千円)
		款				項		補正前の額	補正額	計
1	公	債	費					283, 560	210, 065	493, 625
				1	公	債	費	283, 560	210, 065	493, 625
	歳		出		合	計		283, 560	210, 065	493, 625

### 議 案 第 93 号

平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算(第2号)

平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ227,918千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

		款					項			補正	前の額	補	正	額	計
1	財	産	収	入							135, 104			760	135, 864
					1	財産	崔 運	用	収入		247			760	1, 007
3	諸	坝	L	入							41, 283		4	9, 743	91, 026
					1	一般	会言	計僧	卡入 金		41, 283		4	9, 743	91, 026
	歳		入			合		Ē	†		177, 415		5	0, 503	227, 918

						葴	is V	出		(単位 千円)
		款				項		補正前の額	補正額	計
1	公	債	費					177, 415	50, 503	227, 918
				1	公	債	費	177, 415	50, 503	227, 918
	歳		出		合	計		177, 415	50, 503	227, 918

### 議 案 第 94 号

### 平成30年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)

平成30年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,979千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ728,042千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

		款				項		補正前の額	補	正額	<del>ii l</del>
1	繰	入	金					2, 254		1, 504	3, 758
				1	一般	会計総	異入金	2, 254		1, 504	3, 758
2	繰	越	金					68, 622	Δ	26, 483	42, 139
				1	繰	越	金	68, 622	Δ	26, 483	42, 139
	歳		入		合	ij	it	753, 021	Δ	24, 979	728, 042

	歳	出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付等事業費		12, 254	1, 504	13, 758
	1 就農支援資金貨付等事業費	12, 254	1, 504	13, 758
3 諸 支 出 金		318, 137	△ 26, 483	291, 654
	1 繰 出 金	248, 993	△ 9, 135	239, 858
	2 諸 費	69, 144	△ 17, 348	51, 796
歳 出	合 計	753, 021	△ 24, 979	728, 042

### 議 案 第 95 号

### 平成30年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ1,202,046千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

		款				項		補正前の額	補	正額	計
1	使用	料及びき	手数料					324, 873		7, 774	332, 647
				1	使	用	料	324, 873		7, 774	332, 647
3	繰	入	金					113, 671	Δ	62	113, 609
				1	一般	会計額	录入金	113, 671	Δ	62	113, 609
4	繰	越	金					100		21, 747	21, 847
				1	繰	越	金	100		21, 747	21, 847
5	諸	収	入					180, 958	Δ	20, 215	160, 743
				2	一般	会計借	古入金	173, 689	Δ	30, 847	142, 842
				3	雑		入	7, 259		10, 632	17, 891
	歳		入		合	11 11	†	1, 192, 802		9, 244	1, 202, 046

	歳	出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		649, 823	4, 701	654, 524
	1 公共下水道事業費	649, 823	4, 701	654, 524
2 公 債 費		540, 430	4, 397	544, 827
	1 公 債 費	540, 430	4, 397	544, 827
3 諸 支 出 金		2, 549	146	2, 695
	1 繰 出 金	2, 539	146	2, 685
歳 出	合 計	1, 192, 802	9, 244	1, 202, 046

### 議 案 第 96 号

### 平成30年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ4,132,251千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2 表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

									T		Т
		款				項		補正前の額	補	正額	計
1	分担	旦金及び	負担金					444, 594		841	443, 753
				1	負	担	金	444, 594		841	443, 753
3	繰	入	金					1, 185, 619		13, 239	1, 172, 380
				1	一般	安会 計 総	彙入金	1, 185, 619		13, 239	1, 172, 380
4	繰	越	金					100		14, 978	15, 078
				1	繰	越	金	100		14, 978	15, 078
6	道		債					1, 401, 000	Δ	1, 000	1, 400, 000
				1	道		債	1, 401, 000	Δ	1, 000	1, 400, 000
	歳		入		合	Ē	<b>†</b> +	4, 132, 353	Δ	102	4, 132, 251

							歳	出			(単位 千円)
		款				項		補正前の額	補	正額	士
1	流域	(下水道事	業費					1, 939, 862		1, 211	1, 941, 073
				1	流域	下水道	事業費	1, 939, 862		1, 211	1, 941, 073
2	公	債	費					2, 180, 655	$\triangle$	2, 723	2, 177, 932
				1	公	債	費	2, 180, 655	Δ	2, 723	2, 177, 932
3	諸	支 出	金					11, 836		1, 410	13, 246
				1	繰	出	金	11, 826		172	11, 998
				2	諸		費	10		1, 238	1, 248
	歳	出			合		計	4, 132, 353	$\triangle$	102	4, 132, 251

第	2	表	緽	良 越	明		許	費		(単	位 千円)
		款		項		事	業	1	名	金	額
1	流均	或下水道事業費	1	流域下水道事業費	公	共	事	業	費		135, 000

第 3 表				地		力	ĵ		信	Ė Į		補		Œ		(単位	千円)
1 # 0 0 40				補	正		前	ĵ						補	正	後	
起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	のフ	方 法	限	度	額	起債の方法	利 率	償 還	の方法
流域下水道費		421, (	0000	財務省その 他からの借 入れ又定める 債券の発行 による。	(ただ 利率 し方 借り	し、直でれに、見行によ直	以内 賦元 知事 よる	に利の。じお均定たて	い等めだ繰上	め40年年、還方、償る。		420,	000	財務省をの他からは知事のは知る情景のではある。	(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ	以内にお賦元利均知事の対よる。たに応じて	間を含め40年 いて、半年 関等償還又は こだし、必要 に繰上償還 いできる。
合 計	1	, 401, (	000									1, 400,	000				

### 議 案 第 97 号

### 平成30年度北海道営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度北海道営住宅事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56,755千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,340,725千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

		款				項				補正前の額	補	正額	計
1	使月	用料及び手数	<b>枚料</b>							5, 196, 363	Δ	106, 514	5, 089, 849
				1	使		用		料	5, 196, 363	Δ	106, 514	5, 089, 849
2	国	庫 支 出	金							3, 170, 153		257, 138	3, 427, 291
				1	国	庫	補	助	金	3, 170, 153		257, 138	3, 427, 291
3	財	産 収	入							60, 421		5, 081	65, 502
				1	財	産 売	払	、収	入	60, 421		5, 081	65, 502
4	繰	入	金							1, 447, 897		14, 912	1, 462, 809
				1	— · 舟	投 会	計約	繰 入	、金	1, 447, 897		14, 912	1, 462, 809
5	繰	越	金							100		29, 597	29, 697
				1	繰	j	越		金	100		29, 597	29, 697
6	諸	収	入							1, 666, 246	Δ	34, 969	1, 631, 277
				1	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	投 会	計有	借入	、金	1, 573, 119	Δ	27, 643	1, 545, 476

		款				項		補正前の額	補	正	額	11 <del> </del>
				2	雑		入	93, 127	Δ		7, 326	85, 801
7	道		債					4, 856, 300	Δ	22	2, 000	4, 634, 300
				1	道		債	4, 856, 300	Δ	22	2, 000	4, 634, 300
	歳		入		合	計		16, 397, 480	Δ	5	6, 755	16, 340, 725

	歳	出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 道営住宅事業費		8, 377, 938	△ 20, 438	8, 357, 500
	1 道営住宅事業費	8, 377, 938	△ 20, 438	8, 357, 500
2 公 債 費		7, 244, 093	△ 33, 028	7, 211, 065
	1 公 債 費	7, 244, 093	△ 33, 028	7, 211, 065
3 諸 支 出 金		775, 449	△ 3, 289	772, 160
	1 繰 出 金	775, 439	△ 5, 337	770, 102
	2 諸 費	10	2, 048	2, 058
歳 出	合 計	16, 397, 480	△ 56, 755	16, 340, 725

第 2 表	繰	越	明許	費補	正	(	(単位 千円)
款	項		業 名	前 金額	事 業	正名	後 金 額
1 道営住宅	1 道営住宅	公 共	事 業 費	726, 499	公 共 事	業 費	924, 499

第	3 \$	Ę		地		力	î	債	補		E			(単位 千円)
ta #	E O D M			補	正		前				補	正		後
起售	長の目的	限	度額	起債の方法	利	率	償 還	の方法	限度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
公 ?	営 住 宅 設 費	1 3	708, 000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。		10% 以内	以内にお 賦元利均 知事の定 よる。た	を含め30年 いて、半年 等償還又は める方法に だし、必要 繰上償還す できる。		, 000	財務省その 他からの借 入れ又は知 事の定める 債券の発行 による。		10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
合	<del>11</del>	4,	856, 300						4, 634	, 300				

### 議 案 第 98 号

平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ50,955,532千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

# 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

		款			項	補正前の額	補正額	計
]	諸	収	入			49, 955, 532	1, 000, 000	50, 955, 532
				1 -	一般会計借入金	25, 225, 000	1, 000, 000	26, 225, 000
	歳		入	Ê	î <u></u>	49, 955, 532	1, 000, 000	50, 955, 532

		歳	Щ		(単位 千円)
	款	項	補正前の額	補正額	計
1	住宅供給公社事業運営資金貸付事業費		25, 225, 000	1, 000, 000	26, 225, 000
		1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業		1, 000, 000	26, 225, 000
	歳 出	合 計	49, 955, 532	1, 000, 000	50, 955, 532

### 議 案 第 99 号

### 平成30年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第2号)

平成30年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ602,201千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ28,428,266千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

		款				項				補正前の額	補	正額	計
1	使用	料及び手数	<b>数料</b>							5, 437		340	5, 777
				1	手	娄	数		料	5, 437		340	5, 777
2	財	産 収	入							336		1, 152	1, 488
				1	財産	産 運	用	収	入	336		1, 152	1, 488
3	寄	附	金							30, 000		5, 500	35, 500
				1	寄	ß	竹		金	30, 000		5, 500	35, 500
4	諸	収	入							28, 974, 755		609, 193	28, 365, 562
				1	収益	监事	業	収	入	25, 301, 291		157, 864	25, 143, 427
				2	雜				入	3, 673, 464	Δ	451, 329	3, 222, 135
	歳	入			合		<b>=</b>	+		29, 030, 467	Δ	602, 201	28, 428, 266

									歳		出			(単位 千円)
		款					Į	Į			補正前の額	補	正額	計
1	競	具	<u>=</u>	費							29, 025, 810	Δ	601, 475	28, 424, 335
					1	競	馬	総	務	費	21, 651	Δ	972	20, 679
					2	競	馬	開	催	費	29, 004, 159	Δ	600, 503	28, 403, 656
2	諸	支	出	金							4, 657	Δ	726	3, 931
					1	繰		出		金	4, 657	Δ	726	3, 931
	歳		出			合			計		29, 030, 467	Δ	602, 201	28, 428, 266

#### 議 案 第 100 号

### 平成30年度北海道電気事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成30年度北海道電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度北海道電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のと おり改める。

(区 5	分) (既決	予定量)	(補正予定量)	(
(1) 年間販売電力量	量 280, 301, 000キ	ロワット時 68, 186,	000キロワット時	348, 487, 000キロワット時
(2) 主要な建設改」 清水沢発 改 修 事		518千円 🛆	334, 402千円	716, 116千円
発 電 監 視 システム改作	制 御 多事業 21,	234千円 🛆	2,331千円	18, 903千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	
収	入			
第1款 電気事	事業 収益	4, 178, 392千円	1,478,007千円	5, 656, 399千円
第1項 営	業 収 益	4,037,026千円	1,470,160千円	5, 507, 186千円
第2項 財 新	務 収 益	1,700千円	1,281千円	2,981千円
第3項 営業	等外 収 益	139,666千円	6,566千円	146, 232千円
支	出			
第1款 電気事	事業費用	2, 955, 071千円	60,937千円	3,016,008千円
第1項 営	業費用	2, 639, 852千円	△ 108,002千円	2,531,850千円
第3項 営業	美外費用	145,874千円	168, 939千円	314,813千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,601,607千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,233,146千円」に、「過年度分損益勘定留保資金956,535千円、減債積立金807,034千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金749,615千円及び当年度資本的収支調整額88,423千円」を「過年度分損益勘定留保資金530,637千円、減債積立金889,641千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金749,615千円及び当年度資本的収支調整額63,253千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を

### 次のとおり補正する。

	(補正予定額)	(既決予定額)	(科 目)
			収入
28, 349千円	△ 10,972千円	39, 321千円	第1款 資本的収入
20,502千円	△ 10,972千円	31,474千円	第1項 補 助 金
			支 出
2, 261, 495千円	△ 379, 433千円	2,640,928千円	第1款 資本的支出
928, 696千円	△ 341, 433千円	1, 270, 129千円	第1項 建設改良費
889, 641千円	△ 38,000千円	927, 641千円	第2項 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 7 条中「(1)職員給与費673, 113千円」を「(1)職員給与費648, 420千円」に改める。

#### 議 案 第 101 号

### 平成30年度北海道工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成30年度北海道工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度北海道工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を 次のとおり改める。

(区	分)	(既決予定量)	(*	(	<b>i</b> )	
(2) 年間総給水	5量 93,38	4,555立方メートル	449, 5	16立方メートル	93, 834, 071	立方メートル
(3) 一日平均給力	<b>水量</b> 25	5,848立方メートル	1, 2	32立方メートル	257, 080	)立方メートル
(4) 主要な建設さ	<b></b>					
室 蘭 工業用水	地 区 道改修事業	888, 942千円	$\triangle$	7,574千円	8	81, 368千円
苫 小 工業用水	牧 地 区 道改修事業	424, 427千円		5,764千円	4	30, 191千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一般会計から82,169千円」を、「長期借入金を一般会計から80,119千円」に改める。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	$\left(\begin{array}{cc} \ddot{\vec{p}} & \end{array}\right)$						
収	入									
第1款 工業用力	、道事業収益	2, 188, 386千円	17,768千円	2, 206, 154千円						
第1項 営	業 収 益	1, 981, 322千円	16,805千円	1,998,127千円						
第2項 営 業	外収益	207,064千円	962千円	208, 026千円						
第3項 特	别 利 益	0千円	1千円	1千円						
支	出									
第1款 工業用力	(道事業費用	1, 919, 957千円	△ 7,887千円	1,912,070千円						
第1項 営	業 費 用	1,754,124千円	△ 7,888千円	1,746,236千円						
第3項 特	剂 損 失	9,067千円	1千円	9,068千円						
(資本的収入及び支出)										

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額824,350千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額828,203千円」に、「過年度分損益勘定留保資金228,558千円、当年度分損益勘定留保資金482,495千円及び当年度資本的収支調整額113,297千円」を「過年度分損益勘定留保資金

230, 494千円、当年度分損益勘定留保資金484, 366千円及び当年度資本的収支調整額113, 343千円」に改め、 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( = )
収	入			
第1款 資 本	的収入	1,727,551千円	△ 88,100千円	1, 639, 451千円
第1項 企	業 債	1,029,000千円	174,000千円	1, 203, 000千円
第2項 補	助金	493, 644千円	△ 184,600千円	309,044千円
第3項 負	担 金	79, 290千円	△ 77,346千円	1,944千円
第4項 他会計	いらの出資金	124,675千円	△ 136千円	124,539千円
第5項 他会計か	らの長期借入金	942千円	△ 18千円	924千円
支	出			
第1款 資 本	的 支 出	2,551,901千円	△ 84,247千円	2, 467, 654千円
第1項 建 設	改良費	1,686,282千円	△ 86,348千円	1,599,934千円
第2項 企業	責償還金	863, 119千円	2, 101千円	865, 220千円
(企業債)				

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的				補	正		前	Î							補	正	後
起頂の日的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還(	の	方法	法	限	度	額	起債の方法	利 率	償還の方法
室 蘭 地 区 工業用水道改 修 事業			千円,000	財務が出る事情にの団同なのはめ発になってのはの発に地体行ののを対した行いのである方とである方とである。	10%以代利し借るつ利直っお当し率の以近見式入金でのを後で見める。	し、直でれに、見行によ直	以内賦元知事よる。	に対りのことに	こい等めだ繰	て、遺気が、一て、遺気が、一て、遺気が、一て、遺気が、一て、過ぎない。	半又法必還す			千円,000	他からの借 入れ又は知 事の定める 債券の発行 による(他 の地方公共	(ただし、 利本見し、 を見ま式、 を を でれる でれる でい 率の 見 のい の 見	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
苫小牧地区 工業用水道 改 修 事 業		376	, 000	同 上	10%以 (ただ) 利本 し方 よ 力 よ う る つ い て る つ い て る こ っ い っ い っ い っ い っ い っ い っ い っ い っ い っ	し、直でれに	同				上		391	, 000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見式 も方入入 借り るかに ついて、	同 上

起債の目的				補	正		前								補	Œ	後	
起展の日的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法	限	度	額	起債の方法	利 率	償還の方法	
					利直っお当し率	を行後により直										利車のを後では、当後では、直しる。		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条中「(1)職員給与費315,650千円」を「(1)職員給与費306,732千円」に改める。

#### 議 案 第 102 号

### 平成30年度北海道病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成30年度北海道病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度北海道病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のと おり改める。

$(\boxtimes$	分)	(既決予定量)	(補	正予定量)	(	計 )
(3) 年間取扱	<b>延患者数</b>					
入	院	154, 323人	$\triangle$	25,682人		128,641人
外	来	240, 388人	$\triangle$	17,420人		222, 968人
(4) 一日平:	均患者数					
入	院	423人	$\triangle$	71人		352人
外	来	985人	$\triangle$	71人		914人
/ the 24.44 the 3. 77 wish	+uu)					

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(	計	)
収	入						
第1款 病院	事業収益	16, 019, 511千円	$\triangle$	514, 299千円	15,	505, 212	千円
第1項 医	業 収 益	7, 436, 040千円	$\triangle$	556,023千円	6,	880, 017	'千円
第2項 医	業外収益	8, 565, 471千円		41,724千円	8,	607, 195	千円
支	出						
第1款 病院	事業費用	16, 245, 636千円	$\triangle$	369, 976千円	15,	875, 660	千円
第1項 医	業費用	13,877,857千円	$\triangle$	412, 429千円	13,	465, 428	千円
第2項 医	業外費用	2, 345, 044千円	$\triangle$	64,636千円	2,	280, 408	千円
第3項 特	別 損 失	22,735千円		107, 089千円		129, 824	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額504,835千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,277千円」に、「当年度分損益勘定留保資金504,835千円」を「過年度分損益勘定留保資金45,686千円及び当年度分損益勘定留保資金455,591千円」に改め、資本的収入及び支出の

予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(
収	入				
第1款 資 本	的 収 入	1, 194, 118千円	$\triangle$	3,558千円	1, 190, 560千円
第2項 他会	計負担金	915, 118千円	$\triangle$	3,558千円	911,560千円
支	出				
第1款 資 本	的 支 出	1,698,953千円	$\triangle$	7,116千円	1,691,837千円
第1項 建 設	改良費	291,639千円	$\triangle$	7,116千円	284, 523千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 7 条中「(1)職員給与費8, 458, 872千円」を「(1)職員給与費8, 223, 338千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「1,524,719千円」を「1,424,316千円」に改める。